

配水管工事仕様書

(平成28年 8月23日 改訂)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この仕様書は、水道事業者以外の者が配水管工事を実施する際に必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 配水管 既設水道管からの分岐に伴う新設、または既設水道管の支障移転に伴い布設替する水道管をいう。

(2) 給水装置 配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具（量水器を除く。）をいう。

(工事の申込み)

第3条 配水管、給水装置の新設、増設、改造、修繕又は撤去工事をしようとする者（以下「乙」という。）は、別記第1号様式による水道施設等工事施工承認申請書（以下「申請書」という。）を市長（以下「甲」という。）に申請し、承認を受けなければならない。

2 前項の申込みにあたり、甲は必要と認めるときは利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(配水管、給水装置の設計)

第4条 申請書に添付する配水管、給水装置の設計図には次の事項を明記するものとする。

(1) 位置図 : 配水管を布設する位置を明記したもの。1/2500以上の縮尺とする。

(2) 平面図 : 配水管を布設する箇所、配水管及び給水管の種類、管径、延長、給水取出し位置を明記したもの。1/500以上の縮尺とする。

(3) 横断面図 : 配水管の埋設位置、他の埋設管との離隔寸法、道路境界から配水管までの距離を明記したもの。1/100以上の縮尺とする。

(4) 構造図 : 給水分岐配管の構造図、仕切弁室、排泥弁室等の構造を明記したもの。1/20以上の縮尺とする。

(5) 配管図 : 配管図記号に基づき、給・配水管の種類、管径、長さ、本数、継手位置、継手方法、仕切弁、給水取出管の位置等を明記したもの。

第2章 工事の施工

(監督員の設置)

第5条 甲は、申請書の承認をしたときは、職員の中から監督員を定め、乙に通知する。乙は、甲が定めた監督員（以下「監督員」という。）及び水道事業者の指示に従い誠実に施工しなければならない。

2 乙は使用材料の確認、試験水圧の確認等を、監督員の立会いのもと実施しなければならない。

(工事現場への立入り)

第6条 乙は、監督員及び水道事業者が工事現場内に立入ることを拒否してはならない。

(配水管の径)

第7条 配水管の径は、給水する施設に十分な給水ができるものとし、25mm以上とする。

(配水管・給水装置の材料)

第8条 配水管・給水装置に使用する材料は、日本工業規格（JIS）、日本水道協会規格（JWWA）またはこれに準ずる規格に適合する材料を使用し、新品でなければならない。

(配水管の材料)

第9条 配水管に使用する材料は、第8条に定めるほか次のとおりとする。

- (1) 管径が50mm以上、150mm以下のものは水道配水用ポリエチレンパイプとし、異形管も同質とする。
- (2) 管径が200mm以上のものはダクタイル鋳鉄管（GX型、NS型）で内面エポキシ樹脂粉体塗装品とし、異形管も同質とする。
- (3) 管径が40mmのものは水道配水用ポリエチレンパイプ、耐衝撃性ビニール管（TS型）、またはポリエチレンパイプ（二層管）とする。耐衝撃性ビニール管のソケットは同質とするが、その他異形管は砲金製（離脱防止内蔵型）とする。ポリエチレンパイプ（二層管）の継手材料は、コア一体型砲金製継手、もしくはコア打込型砲金製継手とする。
- (4) 管径が50mm以下の補助管分岐は、水道配水用ポリエチレンパイプの場合はEFチーズ、それ以外の場合はサドルによる分岐とする。また、既に供用している配水管から分岐する場合についても、サドルによる分岐とする。
- (4) 甲切管、異形管等必要な箇所には離脱防止措置を講ずること。
- (5) 上記記載なき材料については、市で指定する材料で新品を使用すること。

(仕切弁の設置)

第10条 配水管を分岐する箇所には、仕切弁を設置すること。

- 2 仕切弁はソフトシール仕切弁とし、第8条に定める材料とする。水道配水用ポリエチレンパイプの場合は、内外面静電粉体塗装品・角ハンドル・左閉じ・PE挿し口付とする。ダクタイル鋳鉄管の場合は、内外面静電粉体塗装品・角ハンドル・左閉じ・受挿し一体型とする。耐衝撃性ビニール管（TS型）、ポリエチレンパイプ（二層管）の場合は、砲金製・丸ハンドル・右閉じ・ソフトシールタイプとする。また、仕切弁筐、仕切弁室は市で指定する材料で新品を使用すること。

(泥吐弁の設置)

第11条 配水管を洗管するために、泥吐弁を設置すること。設置位置は原則、仕切弁間に1箇所とする。また、配水管の終端部分にも設置する。本管口径50mm以下は口径25mm、本管口径75mm以上は口径40mm以上の泥吐弁とする。

- 2 泥吐弁は砲金製で丸ハンドル・右閉じとし、第8条に定める材料とする。泥吐弁筐、泥吐弁室は市で指定する材料で新品を使用すること。

(空気弁の設置)

第12条 配水管に高低差がある場合には、必要に応じ空気弁を設置すること。

- 2 空気弁は補修弁を設置し、第8条に定める材料とする。空気弁、空気弁筐、空気弁室は市で指定する材料で新品を使用すること。

(消火栓の設置)

第13条 必要に応じ消火栓を設置すること。

- 2 消火栓は補修弁を設置し、消火栓、消火栓筐、消火栓室、消火栓標識は、市で指定する材料で

新品を使用すること。

- 3 消火栓は地下式、角ハンドル・右閉じ、鋳鉄製（内外面静電粉体塗装品）、弁体はコマ式とし、第8条に定める材料とする。
- 4 設置する消火栓に隣接した場所に消火栓標識を設置しなければならない。消火栓標識は車両や歩行者等の通行に支障とならない場所とし、標識を設置する土地所有者の承諾を得なければならない。

（給水管の材料・位置）

第14条 配水管からの給水分岐は、サドル分岐とする。なお、使用する材料は市で指定する材料で新品を使用すること。

- 2 給水管は道路に対して直角方向に取出し、直線配管とする。異形管からのサドル分岐はおこなわない。管の継手から50cm以上、他の給水装置の取り出し口から50cm以上離すこととする。
- 3 メーター設置箇所は、民地内とし道路との境界から1mを標準とする。隣地境界から50cm以上離れた位置で検針、維持管理が容易にできる箇所とする。

（配水管の埋設位置及び方法）

- 4 メーターボックスの大きさは、設置するメーター口径より1ランク以上大きい仕様とし、車両の通行に耐える構造とする。蓋は青色とする。

第15条 配水管の埋設位置は、原則、道路敷地境界から1.5m離すこととする。道路内の構造物及び他の埋設管との離隔は30cm以上とする。

- 2 配水管の土被りは原則90cm以上とし、行止りの道路については、60cmとすることができる。
- 3 配水管の周囲には上下左右とも10cm以上の砂巻きをする。
- 4 埋戻しに使用する材料は良質土とし、配水管に悪影響を及ぼさないものとする。
- 5 鋳鉄管以外の配水管にはロケーティングワイヤーを管に沿って設置する。仕切弁筐・消火栓筐・空気弁筐では、筐の外よりロケーティングワイヤーを立上げ蓋枠の下の躯体部より筐内に配線し、蓋枠に固定する。ロケーティングワイヤーは、フジテコムFR T-174同等品以上の仕様とする。
- 6 配水管には粘着表示テープを管に沿って貼付けし、胴巻きをする。配水管上部には埋設表示テープを本管土被り60cmの場合、管上30cm、本管土被り90cm以上の場合、管上50cmの位置に設置する。

（給水装置の施工）

第16条 給水管の土被りは、原則、給水分岐箇所から官民境界まで一定とする。

- 2 給水管には管に沿ってロケーティングワイヤーを設置し、粘着テープで胴巻きをして固定する。ロケーティングワイヤーの先端は、メータボックス内の一体型止水栓に固定する。
- 3 給水管の周囲には上下左右とも10cm以上砂巻きをする。
- 4 埋戻しに使用する材料は良質土とし、給水管に悪影響を及ぼさないものとする。
- 5 給水管上部には埋設表示テープを設置する。設置位置は、配水管と同様とする。

（工事の着工）

第17条 乙は、工事に着工する前に別記第2号様式及び工程表を甲に提出しなければならない。

- 2 公安委員会、道路管理者、河川管理者、占用物管理者等との各種協議・手続きを完了しなければ、工事に着手できない。各種協議・手続きは乙が行うものとし、それに要する費用は乙が全額

負担する。

(材料の確認)

第18条 乙は、工事で使用する材料について別記第3号様式、材料承認図、各種規格に適合することを証明する書類を甲に提出しなければならない。工事で使用する材料は、監督員による材料確認が完了するまで使用することができない。

(工事の施工)

第19条 当該工事について、建設業法に基づき主任技術者を配置しなければならない。

2 水道施設工事の施工業者は、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第4条第1項の規定に基づく資格と同等の資格を有する者に、当該水道施設工事の工事期間において施工管理を行わせなければならない。

3 水道配水用ポリエチレンパイプの配管工事従事者はPOLITEC主催の水道配水用ポリエチレンパイプ配管施工講習受講証を所有する者で、本工事と同等の工事に携わった経験を有していなければならない。

4 ダグタイル鋳鉄管GX形、NS形の配管工事従事者は、日本水道協会の配水管工技能講習会(耐震管技能)の受講証を所有し登録したもの、また、日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会(耐震管技能)の受講証(φ450以下)を所有する者で、本工事と同等の工事に携わった経験を有していなければならない。

5 水道配水用ポリエチレンパイプ、ダグタイル鋳鉄管GX形、NS形を布設する際は、接合要領書に基づき施工しなければならない。

6 給水装置の施工は、市長が水道法第16条の2第1項の指定した者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)に施工させなければならない。

7 既設水道管から配水管を分岐する場合は、水道管以外の管との誤接合を防止するため、残留塩素反応を確認し写真管理を行うものとする。

8 既設水道管から配水管を分岐する工法は、原則、不断水工法とする。

9 ボルト締付箇所は、トルク締付け確認をする。

10 仕切弁等の操作は、甲が行うものとする。

11 下水道工事、側溝布設工事等に伴い、供用している既設水道管の一部を既存口径と同口径で布設替する場合、その工事施工業者は建設業法第2条第1項の別表の上覧に掲げる水道施設工事の美濃加茂市競争入札参加資格者名簿に登録された者でなければならない。

12 配水管工事施工にあたり、乙は管内にゴミ、土砂等を侵入させてはならない。管内にゴミ、土砂等を侵入させた場合は、甲と協議し、すみやかに清掃、洗浄をおこなうものとする。清掃、洗浄に要する費用は全額乙の負担とする。

13 乙が施工する配水管工事に起因して、水道使用者に損害を与えた場合は、乙がすべてその損害に対して賠償するものとする。

14 乙が施工する配水管工事に起因して、市または第三者に損害を与えた場合は、乙がすべてその損害に対して賠償するものとする。

(断水工事)

第20条 乙は配水管の工事に伴い、やむを得ず水道の断水工事を施工するときは、市の指示に従い、施工前に水道の断水関係者に断水する時間等を連絡し了解を得なければならない。また、施

工後には水道の断水関係者に対し、工事が完了したことを連絡しなければならない。

2 乙は、水道の断水工事の完了後、市が行う水道管の洗管作業に立ち会わなければならない。

(水圧試験)

第21条 乙は、配水管布設後に別記第4号様式を甲に提出し、監督員立会いの下に水圧試験を行わなければならない。水圧は始圧1.0MPa(10kgf/cm²)以上で試験し、8時間経過後、始圧値と比較し、下がり値がマイナス0.1MPa(1kgf/cm²)以内で合格とする。水圧試験は写真管理をおこなうものとする。

2 水圧試験のための水道の使用料等の費用は、乙が負担する。

(配水管の洗管)

第22条 甲は、水圧試験合格後に配水管の洗管を行う。洗管完了後、主任技術者立会いの下で水質検査を実施し、写真管理を行うものとする。

2 洗管のための水道の使用料等の費用は、乙が負担する。

(写真の管理)

第23条 工事写真の撮影箇所は「水道工事の写真管理について」のとおりとし、工事竣工後速やかに甲に提出するものとする。

(1) 路線ごとに配水管の埋設位置、管の砂巻き、埋戻し、舗装工、ロケーティングワイヤー、テープ設置状況等の埋設方法が分かる写真を40mに1箇所以上写真管理を行うこと。1路線の延長が40mに満たない場合でも1箇所以上写真管理を行うこと。

(2) 配水管は、管番号を明示し接合箇所全数と配管完了状況の写真管理を行うこと。

(3) 給水分岐する箇所は、全箇所の給水分岐位置、給水管配管状況の写真管理を行うこと。

(4) 全箇所の仕切弁、泥吐弁、空気弁、消火栓、弁筐及び弁室の写真管理を行うこと。

(5) 地下埋設物及び構造物からの離隔の写真管理を行うこと。

(6) 舗装復旧工(路盤工、表層工)の写真管理を行うこと。

(7) 水道配水用ポリエチレンパイプ、ダグタイル鋳鉄管GX形、NS形を布設する際は、接合要領書に基づき、継手ごとに写真管理を行うこと。

(工事の完成)

第24条 乙は、工事竣工後速やかに別記様式第5号の完成届及び完成書類を甲に提出しなければならない。

2 完成書類は、完成写真、工事写真(配管写真、その他管理写真等)・工事竣工図(平面図、横断図、配管図、構造図)・その他市長が必要とする書類を提出しなければならない。

3 甲は、完成届及び完成書類が提出された後、検査を実施する。

4 乙は、検査に要する費用を全額負担するものとする。

5 乙は、甲、国、県等による検査により、乙が提出する完成書類、施工内容等に不備が発見された場合は、すみやかに修正しなければならない。修正に要する費用は乙が負担するものとする。

6 甲は、別記様式第8号で検査結果を乙に通知するものとする。

(水道施設の譲渡)

第25条 乙は、竣工した水道施設を無償で甲に譲渡するため、甲による検査、国、県等による占用工事検査に合格後、すみやかに別記様式第6号を甲に提出しなければならない。

2 本工事に伴い発生する占用料金等は、竣工した水道施設が甲へ譲渡されるまで、乙が全額負担

するものとする。

3 甲は、検査に合格しない場合、または別記様式第6号が申請されない場合は、水道施設の譲渡を拒否する。

(その他)

第26条 本仕様書に明記の無い事項は、原則、甲の指示によるが、疑義がある場合は甲、乙双方で協議するものとする。